

(案)

地独評委第4号の4
平成23年 月 日

岐阜県知事 古田肇様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 犬塚貴

意見書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第56条第1項において準用する法第49条第1項の規定に基づき平成22年12月27日付け医整第960号で通知のあった法人の役員に対する報酬等の支給の基準（変更後）については、適当と認める。